

国際司法裁判所における「最終申立」の制度と実行（前半期）

——一九六六年南西アフリカ事件までの実行を手がかりとして

内ヶ崎 善英

- 一 はじめに
- 二 各事件の分析
- 三 前半期の慣行のまとめ

1 はじめに

一九七八年の国際司法裁判所規則第六〇条第二項には、「弁論において当事者が行う最後の陳述を終了するにあたって、その代理人は、議論の要点を繰り返すことなく当該当事者の最終申立を朗読するものとする。」と規定する。いわゆる最終申立である。この規定は、第四九条の訴答書面の記載事項において述べられている原則の派生であるが、第四九条第一項では、「申述書には、関係事実の陳述、法律上の陳述および申立を記載する。」とあり、同条第四項では、「いずれの訴答書面も、すでに提出された議論とは異なる事件の各関連段階における当事者の申立を掲げるか、また

は以前に行った申立を確認しなければならない。」とある。申立の制度は、国内の民事訴訟法にも見られるもので、例えば、我が国の民事訴訟法第一八六条に「裁判所ハ当事者ノ申立テサル事項ニ付判決ヲ為スコトヲ得ス」とあるように、裁判の範囲は申立の範囲により限定される。しかし、国際司法裁判所規程および規則には、申立の範囲が裁判所を拘束するといった規定はおかれていない。それでは、国際司法裁判所における申立の制度はどのような目的を有し、申立にはどのような効果が与えられるものなのであろうか。Fitzmaurice は、「国際裁判所は、決定するように要請されたこと以上は決定しないし、命じるように要請された以上の損害賠償または他の形での救済を命じはしないという non ultra petita の規則は、時に手続規則として分類されてきた。しかし、この規則は、厳密には、管轄権に関する規則であり、いずれにしても、その主要な側面は同意原則のコロラリーである。もつとも、第二の側面に関しては、明らかに手続的な要素がある。それによれば、例えば、裁判所は、原告国の要請した以上の額の賠償を命じはしないというものである。だが、この点についてさえも、国際裁判所の権限は、当事者によって授權された範囲に限定されるという管轄権の原則が問題を決定する。」と述べている。¹⁾ 逆に Rosene は、「提出された議論を繰り返すことなく」に代わる新しい表現「提出された議論とは異なる」は、申立と理由付けの明瞭な区別の維持と後の段階で他方当事国に不意打ちを与えないようにする裁判所のこだわりを示すものである。²⁾ として、不意打ち防止の機能を最終申立制度の目的のひとつとしている。裁判所規程および規則には、明瞭な制度目的が示されていない以上、これまでの裁判所の実行の中からこの制度の本質を探究していかなければならない。本稿においては、国際司法裁判所の判決のすべてを対象として最終申立の制度がいかに用いられてきたか、その実行の中に当事者主義的要素をかいま見ることができるとかを検討したい。³⁾

最終申立の制度を non ultra petita 規則の派生としてとらえるのであれば、裁判所の判決は裁判所の管轄権の根拠

となった文書の関連条項から逸脱しなければよい。すなわち、裁判管轄条項または特別協定の付託事項を参照すればそれでよい。しかし、最終申立の制度が相手当事者に対する不意打ち防止を目的とする訴訟法上の独立した原則として考えられるのであれば、裁判所の判決は当事者の最終段階の申立の範囲を尊重する必要がある。そこで、各判決を分析していくに際しては、管轄権の根拠となる条文、条項の参照にとどまらず、手続の最終段階に現れた当事者の「最終申立」の内容を吟味していく必要がある。

この検討に際しては、裁判所に事件が付託された過程に注意する必要がある。紛争ごとに締結される付託合意あるいは特別協定によって裁判所に付託される場合には当該合意中に付託される請求の主題が明示されていることがあり、裁判所の管轄権はこの主題に限定されよう。他方、選択条項を両当事国が受諾している場合、あるいは何らかの事前の条約中の裁判管轄条項に依拠する場合などに行われる一方的付託に際しては、原告となる当事国の請求書中の付託事項が重要なものとなってくる。合意付託であるか一方的付託であるかの区別は、本稿の検討に際して常に念頭に置かれるべきものである。

当事者の申立事項と判決の対象とを比較検討するという目的から、本稿における分析の対象としては、第一に勧告的意見は除外される。第二に、争訟事件であっても、本稿の対象となるのはもっぱら本案判決にまで至った事件であり、管轄権の欠如または請求の認容性の否定のゆえに管轄権段階で終了した事件は検討対象とならない。

なお、紙幅の都合から今日までの国際司法裁判所の歴史を前半期・後半期に分割し、本稿では、前半期として一九六六年南西アフリカ事件までの裁判所の実行を対象とする。後半期の実行に関しては、稿を改めて論じたい。また、便宜上、国際司法裁判所判決集 (*ICJ Reports*) の引用箇所は本文中に示しておく。その際、西暦の下二桁と頁数のみを表記する。例えば、(96-102-105) は、1996 *ICJ Reports*, pp. 102-105 を意味する。

2 各事件の分析³⁾

① コルフ海峡事件 (イギリス対アルバニア、管轄権…一九四八年三月二五日、本案…一九四九年四月九日、賠償額査定…一九四九年一月一五日。当初はイギリスによる一方的付託、後に両国の特別合意が作成される。)

本件は、応訴管轄の原則が成立した事例であり、管轄権判決以前に提出されたイギリス側の請求と、管轄権判決後に両国間で締結された特別合意書における付託事項とがある。

(a) イギリスの請求中の付託事項およびアルバニアの答弁書中の付託事項

イギリス…(i) アルバニア政府が、コルフ海峡における同国の領海に機雷を敷設させ、あるいは機雷の敷設を知っていないながら、一九〇七年のハーグ第八条約第三条及び第四条、および、一般国際法原則、当然の道義的要請により要求される、機雷の存在の通告を行わなかったこと。(ii) 英国海軍の二隻の巡洋艦がかくして敷設された機雷により被害を受け、その結果、四四人の海軍軍人の生命が奪われ、当該巡洋艦に甚大な損害を与えられる結果となったこと。(iii) ii に述べた人命損失と物的被害は、アルバニア政府が国際的義務を果たさず、人道の要請にしたがって行動しなかったためであること。(iv) アルバニア政府が上記の損失と被害について国際責任を負い、この責任に関しイギリス政府に対して賠償を為し賠償を支払う義務を負うと裁判所が宣言すること。(v) 裁判所がこの補償または賠償を判決すること。」

アルバニア…「裁判所規則第六二条にしたがって、アルバニア政府は、安全保障理事会の勧告を受諾し、アルバニア政府が裁判所規程の諸条項にしたがって上述の紛争を裁判所に付託する義務のみを負うことを記録に留

め、および、英国政府がアルバニア人民共和国政府に対して裁判所に提出した五月一三日付の請求書が、認容できないものである旨の判決を下すことを求める。(48-23)]

(b) 特別協定中の付託事項

(i) 一九四六年一〇月二二日にアルバニア水域で生じた爆発に関し、および、その爆発によって生じた物的損害と人命の喪失に関して国際法の下でアルバニアには責任があるか。また、賠償支払いをなす義務を負うか。

(ii) 一九四六年一〇月二二日と、十一月二日、一三日にイギリス海軍がアルバニア水域で行った行為によりイギリスは国際法の下でアルバニア人民共和国の主権を侵害したか。また、アルバニアに満足を与える何らかの義務を負うか。(49-6)

(c) 判決 「一九四六年一〇月二二日にアルバニア水域で生じた爆発、および、そこから生じた物的損害と人命の喪失に関して国際法の下でアルバニア人民共和国には責任がある。」

「イギリスは、一九四六年一〇月二二日にイギリス海軍がアルバニア水域で行った行為により、国際法の下でアルバニア人民共和国の主権を侵害していない。」

「一九四六年十一月二日、一三日の行動においてイギリス海軍がアルバニア水域で行った行為により、イギリスは、アルバニア人民共和国の主権を侵害した。裁判所によるこの宣言は、それ自体で適切な満足を構成するものであると判決する。(49-36)]

(d) 評価 判決は、特別協定の付託内容に形式的に合致しているが、損害賠償額の査定について問題がある。すなわち、アルバニアは、口頭弁論において初めて、賠償額を査定する管轄権は裁判所にはないと主張した。他方、イギリスはこの点について主張を行わず、当事者間での議論はなかった。また、特別協定中には賠償額の査定に関する明文

の規定はなかつた。裁判所は、特別協定においてはアルバニアが有責であるかという第一の質問とアルバニアが賠償の支払いをする義務があるかという第二の質問から構成されているところに着目し、「第一の質問が肯定的に解答されるのであれば、責任の確定から当然に賠償の支払いは義務的なものとなるものであり、両当事国が賠償支払いが義務的であるという裁判所の単なる宣言以上のものを念頭に置いていたものでなければ第二の質問は無駄なものとなるだろう」とし、また、「特別協定中のこの種の規定が何の目的も効果も持たないものであると考えるのは解釈に関する一般的に認められた規則に反するものとなる(49-23-24)」とした。さらにこの点に関して重要であるのが、「特別協定を締結した際に両当事国が考えていた主要な目的と対象は、一方的請求に基づく本来の手続に代えて特別協定に手続を基づけることにより両国間の完全な平等を達成することにあつた。手続に関するこの変化が請求書と申述書中に元来述べられていたようなイギリスの請求の本案に関して何らかの変化を生じさせることを意図していたと思わせるものは何もない。(49-24-25)」としてゐることである。

かくして、賠償額査定に関する判決が二月一五日に下された。四九年一月一七日の弁論でイギリスが主張した金額通りの八四万三九四七ポンドの賠償額が認められた。

② 庇護事件(コロンビア対ペルー、一九五〇年一月二〇日判決)

本件は、両国間の特別協定(リマ協定)により付託されたものである。

(a) リマ協定(1949. 8. 31)の主要部分は、以下の三点からなつてゐる。(50-268)

「(一)ペルーとコロンビアは、両国間の協定に基づいて国際司法裁判所に決定を求めて付託することに合意した。現在生じている紛争を協調の精神において検証した。

(ii) ペルーとコロンビアの全權代表は、共同して國際司法裁判所に紛争を付託する際の条件に関して合意に達することができず、裁判所の管轄権を受諾し、相手国に対する非友好的行為、あるいは、両国間の友好關係に影響を及ぼしうる行為とみなされることなく、いずれかの当事国の請求によって手続を開始することに合意した。この権利を行使する当事国は、請求をなすべき日時を相手当事国に相応の事前通知をもって友好的に通告することとする。

(iii) 両国は、今ここで、①本件の手続は通常の手続とする、②裁判所規程第三一条三項にしたがい、いずれの当事国も、国籍裁判官を選任する権限を行使しうる、③審理はフランス語で行われることに合意する。」
以上のように、特別協定中には、請求の主題の定式化はなされていない。

(b) 一九四九年一〇月一五日のコロンビア政府の請求書。(50-269)

「第一質問 特殊には、両国間で有効な一九一一年七月一八日のボリバリアン引渡協定と一九二八年二月二〇日の庇護条約に、そして一般には、アメリカカ國際法に由来する義務の範囲内において、庇護を与える国家としてコロンビアは、上記の庇護の目的のために犯罪を限定する権限を有するか。

第二質問 審理中の本件に関して、ペルーは領域国として、庇護を求めている者の当該国からの出国に必要な保証を―当該人の不可侵性に相当な注意を払って―与える義務を負うか。」

(c) 書面手続の最終段階における両国の申立

コロンビア…請求書と同内容。

ペルー…「裁判所規則第六三条の下の反訴として、かつ同じ判決中において、リマ駐在のコロンビア大使によるアヤ・デ・ラ・トリーレに対する庇護の付与が一九二八年にハバナで署名された庇護条約の第一条一項および第

二条二項一号に違反してなされたものであることを判決することを求める。(50-270)』

(d) 口頭弁論の最終段階における両国の申立

コロンビア・請求書と内容の申立を提示した後、ペルー側が提示した反訴 (counter-claim) に対して以下の

反論を行っている。

「I 一九五〇年三月二日にペルー政府が提出した反訴はコロンビア政府の請求に直接の関連を有するものではないので、許容されうるものではないこと。

II 口頭弁論中になされた主張に関する申立の形で、一九五〇年一月三日に不正規に提起された新しい反訴が、以下の理由により許容しうるものでないこと。

a 同反訴は、裁判所規則第六三条に違反して提出された。

b 裁判所は同反訴を審理する管轄権を有していない。

c 同反訴は、コロンビア政府の請求と直接の関連性を有しない。」

ペルー・「リマ駐在のコロンビア大使がアヤ・デ・ラ・トーレに対して庇護を与えたことは、一九二八年に署名された庇護条約の第一条一項および第二条二項一号に違反してなされたものであり、いずれにしても、庇護の継続は、現時点において同条約の違反を構成する。(50-271)」⁶⁾

(e) 裁判所は、庇護条約一―二条違反を主張する反訴については、裁判所規則第六三条の要件である直接の関連性を認め、許容した(50-280-281)。しかし、口頭弁論中に提出された「いずれにしても、庇護の継続は同条約の違反を構成する」との反訴については、一―二条違反に関する反訴が否定された際の補充的なものであるとして―すでに許容されているので―判断する必要はないとした(50-288)。

判決…「庇護を与える国家としてコロンビアは一方的に犯罪の性質を限定する権利を有するとの第一の申立を却下し、第二の申立についても却下し、ペルー政府による反訴については、一九二八年にハバナで署名された庇護条約第一条第一項の違反に基づくという限りでこれを却下し、アヤ・デ・ラ・トールに対するコロンビア政府による庇護の付与が同条約第二条第二項に一致してなされていないと決定する。(50-288)」

(f) 評価 四六年裁判所規則の第六三条（七八年規則の第八〇条に該当）による反訴が認められた事例である。裁判所への付託事項のフォーミュラについて合意できなかったために特別協定により管轄権だけ確定し、一方的付託と反訴によって付託事項の内容が明らかにされたという稀有の事例であるが、裁判所の判決は、当事国の申立に一致してなされたものである。

③ 庇護事件の解釈請求事件（コロンビア対ペルー、一九五〇年一月二七日判決）

本件は、②の事件に関してコロンビア政府が判決の解釈を請求する一方的申立を行った事例であるが、裁判所は、「一方当事者が当該判決を不明瞭と考え、他方当事者が完全に明瞭であると考えているという事実だけでは、規程第六〇条の意味の紛争が存在しているとはいえない。」とした。この際、裁判所は、「両当事者がその申立の中であらかじめ確定した判決の範囲を越えて解釈をすることはできない。」と述べ、当事者の申立が解釈対象である判決の範囲を確定するものであることを示している。(50-403)

④ アヤ・デ・ラ・トール事件（コロンビア対ペルー、一九五一年六月一三日判決）

本件は、コロンビア政府の申立に対しペルー政府が先決的抗弁を提出せずに本案に関する討議に入っているため、

当事者の行為が裁判所に管轄権を付与するに十分なものであると認められた(51-78)事例であり、またキューバの訴訟参加が認められている。

(a) コロンビアの請求

「主請求 一九三四年五月二四日に署名されたコロンビア共和国とペルー共和国との間の友好協力議定書第七条の規定にしたがって、一九五〇年一月二〇日の判決に効果をもたらす方法を決定すること、さらに、この点で特に、コロンビアが、リマのコロンビア大使館内で庇護されているアヤ・デ・ラ・トリーレをペルー政府に引き渡す義務を負うか否かを決定すること。」

選択的請求 上記の請求が却下された場合には、

両国間で有効な法および特にアメリカ国際法にしたがって、コロンビア政府がペルー政府にアヤ・デ・ラ・トリーレを引き渡す義務を負うか否かを決定すること(51-72-73)」

(b) 書面手続の最終段階における両国の申立

コロンビア・「一九五〇年一月二〇日の判決をコロンビアとペルーがいかなる方法で実施するかを決定し、上述の一九五〇年一月二〇日の判決の執行において、コロンビア政府がアヤ・デ・ラ・トリーレをペルー当局に引き渡す義務を負うか否かを決定すること。」

上記の申立に関して判決が下されなかった場合には、コロンビア政府が政治的に訴追されているアヤ・デ・ラ・トリーレをペルー当局に引き渡す義務を負わないと決定すること。」

ペルー・「I 一九五〇年一月二〇日の判決をコロンビアがどのような形で執行するべきであるかを宣言すること。」

II コロンビアがアヤ・デ・ラ・トリーレをペルー当局に引き渡す義務を負わないと宣言することだけを裁判所に求めているコロンビアの申立を却下すること。

III Iの申立に関する判決を裁判所が下さなかつた場合には、一九四九年一月三日にアヤ・デ・ラ・トリーレに与えられ、その日以降継続している庇護が、一九二八年のハバナ条約第二条第二項に違反しているとすでに判決が下されているので、一九五〇年一月二〇日の判決の言い渡し後即座に終了するべきであり、いずれにしても、中断されているペルーの司法手続きが正規の過程に復帰できるように、即座に終了するべきであると判決すること。(51-75)』

(c)口頭手続の最終段階における両国の申立

コロンビアと同じ申立を繰り返した後、ペルーの答弁書の申立に関して以下の追加を行った。「コロンビアの主請求に関して『一九五〇年一月二〇日の判決をどのような形でコロンビアとペルーが執行するべきか』を述べるに際して、一九五〇年一月二〇日の判決をコロンビアがどのような形で執行するべきかを述べることに、およびペルーの答弁書の申立IIとIIIを却下すること。(51-76)』

ペルー…上記の申立を繰り返すのみであった。

(d)判決 裁判所は、コロンビア政府の主たる申立とペルー政府の第一の申立についてはともに却下し、コロンビアの選択的申立とペルーの第二の申立については、コロンビアはペルー当局にアヤ・デ・ラ・トリーレを引き渡す義務を負わないとし、ペルーの第三の申立については、一九四九年一月三―四日にアヤ・デ・ラ・トリーレに与えられ、その日以降継続している庇護が一九五〇年一月二〇日の判決の言い渡し後終了されるべきであったし、また終了するべきであると判決した(51-83)。

(e) 評価 本件は、両当事国間で特別協定が締結されぬまま、裁判所の管轄権が認められており、本稿の分析対象としては応訴管轄の部類に入るものであるが、裁判所の判決では両当事国の申立すべてについて検討が加えられている。両当事国の申立が明確な論点に集中し、一方のみが議論し他方が議論しない論点がなかったこともあり、裁判所が紛争の主題について困惑する局面がなかったためであると考えられる。

⑤ 漁業事件（イギリス対ノルウエー、一九五一年一月二日一八日判決）

本件は、紛争両当事国の選択条項受諾宣言に管轄権の基礎をおくものであり、イギリス側の一方的付託により開始された。

(a) イギリスの請求内容

「1 基線から海側に四海里拡張し、自国民にのみ留保する漁業水域を確定するノルウエー政府の権限の基礎となる、基線を確定する際に適用されるべき国際法の原則を宣言すること、および、両国間での将来の法的紛争を避けるために必要と思われる限りで、両国の議論に照らして上述の基線を確定すること。

2 1 に関する裁判所の決定にしたがいノルウエー政府がその国民に留保する権限を有する水域の外側で、イギリスの漁業船舶に対するノルウエー当局によるすべての妨害に関してイギリス政府に対して損害賠償をするよう命ずること。(51-118-119)」

(b) 口頭弁論の最終段階での両国の申立

イギリスは、一四個の原則を列記し、それらの原則に従って、「ノルウエーがイギリスに対して実施する権限を有する水域確定が行われなければならないと決定すること」を求めた(51-119-121)。これに対して、ノルウエー

側の申立は、「一九三五年七月一二日のノルウエー勅令がノルウエーを拘束する国際法の諸規則に反していないという事実を尊重し、いずれにしても、当該勅令に規定された限界内に含まれる水域のすべてに対してノルウエーが歴史的権原を有しているという事実を尊重し、単一の判決により、反対の内容のすべての申立を却下することを求め、一九三五年七月一二日のノルウエー勅令により定められた漁業水域の確定が国際法に反しないことを決定することを求める(51-123-124)。」というものであり、これに関して裁判所は、イギリスの「請求中に示された紛争の主題に相応するものである」との評価を下してゐる(51-125)。

裁判所は、イギリスの複雑な申立を整理している。まず、一四個の原則のうち、一と二は、領海四海里規則に関するものであり、ノルウエーもイギリスもこれを認めており、本件の主題ではない。一と二と一三が真の申立であり、三から一は主張を正当化するための定義、原則、規則であつて、請求内容の直接的宣言ではない。一四は、損害賠償支払い義務に関する原則の決定を求めたものであるが、両当事国は以後の解決にこの問題を委ねることに合意しており、検討する必要はない(51-126)。こうして裁判所は、イギリスの申立を一と一三に限定した後、「イギリスの請求は、ノルウエーの漁業水域の境界画定に関してイギリスが適用可能な一般国際法としてみなしているものに基づいている。」「ノルウエー政府は、境界画定が一致すべき国際法規則の存在を争っていない。」と述べる(51-126)。イギリスの主張は入り組んでいるが、申立としてのその本質は、ノルウエーが境界画定に用いた方法と、その結果である境界画定の効力を争うことにある。

(c)判決 裁判所は、「一九三五年七月一二日のノルウエー勅令が漁業水域画定に用いた方法は国際法に違反していないこと、この方法の適用により上述の勅令が定めた基線が国際法に違反していないこと」を決定した。

(d)評価 イギリス側の申立は複雑であるが、裁判所による真の申立の評価が行われ、ノルウエー側の申立も紛争の

主題に相応するものとされた。判決は、これらの申立にあわせて下されている。

⑥ モロッコにおけるアメリカ国民の権利事件（フランス対アメリカ、一九五二年八月二七日）

本件の両当事国は、フランスによる訴訟提起の時点で選択条項受諾国であった。但し、本件においては、アメリカが先決的抗弁を提出した後、フランスによる提訴に関する説明と明確化がなされれば抗弁を撤回するとの宣言が行われ、その後アメリカが抗弁を撤回したため、本案審理に入っている。しかも、通常の状況下でならば、アメリカが原告となりフランスが被告となるであろうが、本件の特殊状況のゆえに、原告と被告の位置が逆転しているように思われる。こういったことを考えるならば、本件は、選択条項による一方的付託の事例ではなく、両国間の合意の上で付託された事例と考える方が妥当であろう。その点で、特別協定なしの合意付託として、申立がもつとも意味を有する事例であり、詳細な検討を必要とするものである。

(a) フランスの請求

「モロッコにおけるアメリカ合衆国国民の特権は、一八三六年九月一六日の条約の第二〇条と第二一条の条文から由来する特権のみであり、シャリーフィアン帝国の国際義務の現状においては、アメリカはもはや同条約第二四条に含まれる最恵国条項を援用し得ないものであるがゆえに、同条約諸規定に反する優遇措置をアメリカ国民に付与することを正当化することはできないこと。

アメリカ政府が、モロッコにおける同国国民へのすべての法と規制の適用にアメリカの明示の同意を必要とする主張する権限を有しないこと。

モロッコにおけるアメリカ国民が、アメリカ政府の事前の同意なしに、シャリーフィアン帝国において有効な

法と規制、および特に、通貨割当てを受けない輸入に関する一九四八年一月三〇日の規制に服すること。

通貨割当てを受けない輸入の規制に関する一九四八年一月三〇日の命令が、フランスとアメリカを拘束する条約に従って、モロッコに適用可能な経済システムと一致するものであること。⁸⁾

(b) 両国の口頭弁論最終段階における申立事項

フランス…「モロッコにおけるアメリカ合衆国民の特権は、一八三六年九月一六日の条約の第二〇条と第二一条の条文から由来する特権のみであり、シャリーフィアン帝国の国際義務の現状においては、アメリカはもはや同条約第二四条に含まれる最恵国条項を援用し得ないものであるがゆえに、同条約諸規定に反する優遇措置をアメリカ国民に付与することを正当化することはできないこと。

アメリカ政府が、モロッコにおける同国民へのすべての法と規制の適用にアメリカの明示の同意を必要とする主張する権限を有しないこと。

モロッコにおけるアメリカ国民が、アメリカ政府の事前の同意なしに、シャリーフィアン帝国において有効な法と規制、および特に、通貨割当てを受けない輸入に関する一九四八年一月三〇日の規制に服すること。

通貨割当てを受けない輸入の規制に関する一九四八年一月三〇日の命令が、フランスとアメリカを拘束する条約に従って、モロッコに適用可能な経済システムと一致するものであること。

アルヘシラス議定書第九五条が課税基準価額を通関に提出された時点および場所の商品の価額として定義していること。

いかなる条約も、直接にもまた最恵国条項を通して、モロッコにおけるアメリカ国民の課税免除を付与していないこと。

アメリカ政府の事前の同意なしに、シャリーフィアン帝国で有効な課税に関する法と規制がアメリカ国民にも適用可能であること。

したがって、一九四八年二月二八日の国王勅令 (Dahir) により規定された消費税はアメリカ国民からも合法的に徴収しうるものであり、返還する必要のないこと。(52-179-180)』

アメリカ…「1 本件においてフランス政府が提出した申立および最終申立は、フランスが原告として課された立証責任を果たしていないため、および含まれている法的問題の性質のゆえに、却下されるべきこと。

2 モロッコにおけるアメリカの条約上の権利が、条約により特に規定されているもの以外、アメリカの輸入品に制限を課すことを禁じており、これらの権利がなお有効であること。

輸入品に制限を課す一九四八年二月三〇日の命令が、アメリカの輸入品に制限を課すことを禁止するアメリカの条約上の権利に違反していること、および、アメリカの事前の同意なしに、一九四八年二月三〇日の命令を一九四八年二月三一日から一九四九年五月一日までアメリカ国民に適用したことにより、フランス政府がアメリカの条約上の権利を侵害し、国際法に違反したこと。

アメリカ国民が、条約上の権利の一時的放棄となるアメリカの事前の同意なしに、一九四八年二月三〇日の命令に法的に拘束されないこと。

3 一七八七年と一八三六年の条約によりアメリカに付与された裁判権が、アメリカ国民間で生じるすべての民事・刑事の事件に関する裁判権であったこと。

くわえて、最惠国条項の効果と慣習により、モロッコにおいてアメリカがアメリカ国民または保護民が被告であるすべての事件に関して裁判権を獲得したこと。

この裁判権は、イギリスが一九三七年にモロッコの自由地帯に関する裁判権を放棄したことに影響を受けな
いこと。

この裁判権がアメリカにより、明示にも黙示にも、放棄されたことがないこと。

4 アメリカによりモロッコで現在行使されている領事裁判権の制度の下で、アメリカ国民は、モロッコ法の
適用に原則として服さないこと。

モロッコ法がアメリカ国民に適用可能となるのは、アメリカ政府の事前の同意を得ている場合と、アメリカ
政府がその国民に適用可能にすることに同意する場合だけであること。一九四八年一月三〇日の命令が、ア
メリカ政府の事前の同意を受けぬまま、アメリカ国民に適用可能となることはないこと。

反訴として、

1 アルヘシラス議定書第五条の下で、アメリカからの輸入品の価額は、課税評価の目的のために、アメリ
カでの当該輸入品の購入価額にモロッコの税関までの輸送に付随する経費（但し、税関到達後の経費、すなわ
ち関税および保管料を除いて）を加えて決定されるべきであること。

税関当局がこのように定義された評価方法から逸脱し、モロッコ国内市場における輸入商品の価額に依拠し
て課税目的のために輸入商品の価額を確定することがアルヘシラス議定書違反であり、国際法違反であること。
2 諸条約はアメリカ国民を同条約によって特に規定されない限り、課税から免除していること。条約の文言
に反してアメリカ国民から税を徴収することが国際法違反であること。

そのような課税は、条約上の権利の一時的放棄となるアメリカの事前の同意のある場合にのみ、当該同意の
文言により特に規定されない限り、当該同意の与えられた日から、アメリカ国民から合法的に徴収しうるもの

であること。

一九四八年二月二八日の勅令により規定され、アメリカが同意を与えた日である一九五〇年八月一五日までアメリカ国民から徴収された消費税が違法に徴収されたものであり、返還されるべきであること。

3 モロッコ法がアメリカ政府の事前の同意を得るまでアメリカ国民に適用できないものであるがゆえに、一九四八年二月二八日の勅令に対するアメリカ政府による同意の欠如は、同勅令により規定された消費税の徴収を違法なものとする⁶¹⁾。(52-180-181)]

(c) 判決 裁判所は、まず一九四八年二月三〇日の総監命令を論じ、為替管理の必要性を認めつつも同命令がフランスおよびフランス連合の他の地域からの輸入品に有利な差別的扱いを与えているとして、同命令に関するフランスの申立を却下している(52-186)。次に、裁判所は、アメリカの領事裁判権を考察し、フランスが領事裁判権の撤廃の交渉を関係各国と行っていたが、その交渉の過程を通じてアメリカは一貫してその条約上の権利を放棄したことがなかった⁶²⁾。したがって、アメリカは領事裁判権を有するとし、決定されるべき唯一の問題は本裁判所に請求が提起された一九五〇年の時点での当該裁判権の範囲であると決定した。第三に裁判所は、当該裁判権の範囲に関して、民事事件に限定される⁶³⁾とのフランスの主張を斥けた後(52-189)、アメリカ側による最惠国条項の制度と慣行による裁判権の拡大の主張に対し、その詳細な理由付けに逐一反論してこれを却下している。事前の同意に関しては、アメリカの条約上の権利に反する場合およびモロッコ法の適用に領事裁判所の協力を必要とする場合には、事前の同意が必要であるが、それ以外に関しては必要でないとした(52-202-203)。第四に、アメリカ国民に免税の特権が与えられているかについて両国の申立は激しい対立を見せているが、裁判所は、免税一般に関するアメリカ国民の特権を否定し(52-205-206)⁶⁴⁾、また消費税は関税ではない⁶⁵⁾として却下した(52-206-207)。第五に、アルヘシラス条約九五条に關す

課税基準に關しては、裁判所は、自由地帯における関税価額評価基準として、六項目の判断要素を挙げるが、それらの間に優劣はなく、「議定書に反しない限り、経済的平等性という規律原則に従い、すべての輸入品に無差別に、且つ、商品の原産地にも輸入業者の国籍にも無関係に適用されなければならず、価額評価権限は税関当局にあるが、合理的に且つ誠実に行使されるべき権限である。(52-211-212)」とした。

(d) 評価 裁判所の判決は、両当事国の申立事項のすべてについて判断を下しており、被告国側の反訴に關してもそのすべてに決定を与えている。

⑦ アンバティエロス事件（ギリシャ対イギリス、一九五二年七月一日管轄権判決、一九五三年五月一九日本案判決）

本件では、管轄権に關する判決により請求事項が限定され、訴訟提起時点での請求書、申述書中の請求事項から、本案段階での両当事国の書面中の請求事項とが大きく変わっていることが特徴的である。

(a) ギリシャの請求書、申述書の申立事項

訴訟提起時点でのギリシャの請求においては、1 一八八六年条約の最終議定書に述べられている仲裁手続が本件において適用されるべきであること。2 上述の議定書に規定されている仲裁委員会が裁判所が定める相当の期間のうちに構成されるべきこと。」であった(52-30)。

さらに申述書では、「1 イギリス政府がギリシャ政府との間の本件紛争を仲裁に付することに合意する義務を負っていること。2 一八八六年のギリシャ・イギリス間の通商航海条約議定書によって、あるいは選択的に一九二六年通商条約議定書によって、設定された仲裁手続が本件に適用されるべきであること。3 これらの条約

中に規定された仲裁裁判のイギリス政府による受諾拒否が裁判の拒否を構成すること。4 イギリス政府が上記申立 1 および 2 に述べられている仲裁にあらかじめ付託することなく両国間の紛争の本案を本裁判所に付託できること。5 選択的に、イギリス政府が国連加盟国として国連憲章第一条第一項の規定、すなわち、同憲章の主要な目的の一つである『国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義および国際法の原則に従って実現すること』との規定、および、『法律的紛争が当事者によって原則として国際司法裁判所に付託されなければならないこと』と規定する同憲章第三六条三項とに服する義務を負うこと。疑いもなく、ギリシャ政府とイギリス政府との間の紛争は、本裁判所による裁判にふさわしい法律的紛争である。」と述べる(52-30-31)。

以上の申立に対する裁判所の管轄権段階の判決では、「アンバティエロス請求の本案に関しては裁判所は管轄権を持たない。」とした後に、「アンバティエロス請求が一八八六年条約に基づく限りでは、同請求の有効性に関する紛争をイギリスが一九二六年条約にしたがつて仲裁に付する義務を負うかどうかを決定する管轄権を有する。(52-46)」との判決を下した。裁判所の管轄権に関する決定により、当事国が裁判所において議論しうる範囲が限定され、その結果、両当事国の申立内容もこれに即して限定されたものとなる。

(b) 付託義務に関する本案段階での両当事国の書面による申立

ギリシャ…「1 一八八六年条約に基づくアンバティエロス請求がこれらの規定と外観上無関係でないこと。

2 結果として、一九二六年の宣言書にしたがつてイギリスがアンバティエロス請求の有効性に関する本件紛争を仲裁に付する義務を負うていることを決定すること。

3 両当事国が最終申立において裁判所の管轄権を受諾するならば、本裁判所が本件において仲裁裁判所としての任務を果たすと宣言すること。(53-12)」

イギリス…「イギリスは、アンバティエロス請求の有効性に関する両国間の紛争を一九二六年条約にしたがって仲裁に付する義務を負わないこと。」(53-13)】

(c)口頭弁論段階での両国の申立

ギリシャ…書面の申立を確認した。

イギリス…「1 イギリスは、一九二六年条約にしたがってアンバティエロス請求の有効性に関する紛争を仲裁に付する義務を、同請求が一八八六年条約に基づかない限り、負わないこと。」

2 アンバティエロス請求が一八八六年条約を基礎として定式化された請求であり同条約に明らかに関係がないとはいえないことを理由として、同請求が一八八六年条約に基づくものであるとするギリシャ政府の主張は根拠がないこと。

3 たとえ、ギリシャ政府の主張が法的に正しいものであっても、アンバティエロス請求が一八八六年条約に事実上明らかに無関係であるがゆえに本裁判所は、同請求に関して仲裁を命じることはできないこと。

4 アンバティエロス請求の実質的基礎が一八八六年条約のうちに含まれる請求であるとしても、同請求が一八八六年条約に基づく請求ではないこと。

5 上記4に関して、アンバティエロス請求が以下の理由のひとつ、又は他の、あるいは、そのすべてのゆえに、請求の実質的基礎が一八八六年条約に含まれる請求ではないこと。

(a)アンバティエロス請求が同条約の範囲に含まれないこと。

(b)ギリシャ政府の主張する事実のすべてが真実であっても、同条約の違反が生じていないこと。

(c)国内救済が尽くされていないこと。

(d) アンバタイエロス請求が有効な範囲内で(イギリス政府はこのことを否定するが)、同請求が国際法の一般原則に基づくものであり、これらの原則は一八八六年条約に導入されていないこと。

6 上記 4 および 5 に反して、アンバタイエロス請求が一八八六年条約に基づくものであると決定されたとしても、イギリス政府が以下の理由のひとつあるいは他のまたはそのすべてのゆえに、同請求の有効性に関する紛争を仲裁に付する義務を負わないこと。

(a) 国内救済が尽くされていないこと。

(b) 本件で主張されている規則に基づく請求の提起が不当に遅延したこと。

(c) 裁判所の強制管轄権への紛争の付託が一九二六年十二月一日以降継続して可能であったにもかかわらず、一九五一年四月九日まで付託がなされなかつたがゆえに、本裁判所における司法手続の不当な遅延および濫用があること。

かくして、イギリス政府がアンバタイエロス請求の有効性に関する紛争を一九二六年宣言に従って仲裁に付する義務を負わないこと。(53-13-14)]

上記 1-5 はアンバタイエロス請求が一八八六年条約に基づくものでないこと、または明らかに無関係でないだけでは十分ではないことを主張するものであり、6 のみが一八八六年条約に基づくものであっても、イギリスには仲裁付託義務がないことを主張するものである。

(d) 判決 裁判所は、「本件がイギリス・ギリシャ間の一八八六年通商条約の規定に基づいて私人のためにギリシャ政府が請求を提起した事件であり、当事者間の紛争が一九二六年宣言に従って仲裁に付託されるべき種類の紛争である」と結論した。6 の(a)と(b)に関しては、アンバタイエロス請求の認容性に関するものであり、一八八六年条約に基づく

ものであるかという問題には関係のないものであり、一九二六年宣言の範囲外であつて、裁判所の解釈の対象とならないとされた。遅延についても同様とした上で、手続濫用に関して、裁判所は、ギリシャの請求が裁判所規程および規則に従つて提起されたものであり、不適切なものだとは考えられないとした。(53-22-23)

(e) 評価 管轄権段階での裁判所の決定は当事者の申立と一致するといふものではないが、規程第三六条第六項により、管轄権に関する裁判所の裁量は認められており、妥当なものである。本案段階での判決は上にみたように、当事者の申立に即した形となっている。

⑧ マンキエ・エクルオ島事件（フランス対イギリス 一九五三年一月一七日判決）

本件は、一九五〇年二月二九日の英仏間の特別協定に基づく付託である。

(a) 特別協定における請求事項

「英仏両国政府は、

マンキエ・エクルオの諸島および岩礁に対する主権を両国が主張している結果、両国間に紛争が生じていることにかんがみ、

同諸島および岩礁に対する主権に関して両国それぞれの権利を確定する国際司法裁判所の判決によって上記紛争を解決すべきことが望ましいと考え、

国際司法裁判所に付託されるべき事項を明確にすることが望ましいと考え、

以下の通り合意した。

第一条 裁判所は、マンキエ・エクルオの諸島および岩礁のそれぞれが領有の対象となる限りにおいて、イギ

リスに属するか、フランスに属するかを決定することを要請される。

第二条 拳証責任に関するいかなる問題にも予断を与えないことなく、両締約国は、裁判所規則第三七条に留意して、書面手続が以下のものから構成されることに合意する。

(1) イギリスの申述書は、第三条以下にしたがって本協定の通告後三カ月以内に裁判所に提出する。
 (2) フランスの答弁書は、イギリスの申述書提出後、三カ月以内に提出される。

(3) イギリスの抗弁書は、裁判所が命ずる期間内に提出し、その後フランスの再抗弁書が提出される。(53-49)

-501-

(b) 口頭弁論最終段階における両国の最終申立

最終申立として、イギリスは三項目の、フランスは一〇項目の申立を提出しているが、裁判所は、「(イギリス申立の)最後の二項目は最初の項目の基礎にある理由であり、最後の項目がイギリス政府の最終申立として見なされるべきである。フランス政府の申立は二〇項目からなっているが、最初の九項目は最後の項目に導く理由であり、最後の項目がフランス政府の最終申立として見なされるべきである。」と判断し、イギリス政府の最終申立は、「イギリスは、マンキエ・エクルオ諸島および岩礁に対する完全で、分割し得ない主権を、国際法上、主張する権原を有する。」であり、フランス政府の最終申立は、「マンキエ・エクルオの諸島および岩礁のそれぞれに対する主権は、同諸島および岩礁が領有の対象となる限りにおいて、フランス政府に属する。」であるとした(53-52)⁽⁶¹⁾。

(c) 判決 裁判所は、特別協定の条文を詳細に検討した後、「特別協定により、本裁判所は、領有の対象となる限りにおいて、同諸島および岩礁に対する主権を決定することを要請されている。(53-52-53)」として、領有の権原に関する両国の主張を分析し、最終的に「マンキエ・エクルオの諸島と岩礁に対する主権は、領有の対象となる限りにおい

てイギリスに帰属する。」と決定した(53-72)。

(d) 評価 本件においては、両国の請求内容は、特別協定の中に明示されており、申立においても特別協定から逸脱する内容のものはみられない。最終申立に関して、理由の部分と真の申立の部分を区別すること以外には、裁判所にとって困難のない事件であった。

⑨ ノッテボーム事件（リヒテンシュタイン対グアテマラ 一九五三年一月一八日管轄権判決 一九五五年四月六日本案判決）

本件においては、リヒテンシュタインの請求に対して、グアテマラは、まず管轄権に関する先決的抗弁のみを提出した。裁判所が五三年の判決で管轄権の存在を認定した後、本案に関する申述書と答弁書が提出されている。リヒテンシュタインが提訴の段階で提出した請求の内容は、ノッテボームに関してグアテマラが行った行為が国際法に違反していることの認定の他は、もっぱらさまざまな種類の賠償支払いを求めたものであった(53-112-113)。

本案判決において裁判所は、リヒテンシュタインの提出した申述書、抗弁書および口頭弁論での最終申立の内容を引用し、これに対するグアテマラの答弁書、再抗弁書および口頭弁論での最終申立の内容を参照した後、グアテマラ政府の答弁書にあるリヒテンシュタイン請求の受理可能性に関する多様な抗弁のひとつ（ノッテボームの帰化に関する抗弁）を特に取り上げ、基本的重要性を有する抗弁として冒頭で取り上げている(55-12)。

「本件においては、ノッテボームに与えられた帰化がグアテマラに対して有効に援用されうるものかどうか、すなわち、すでに述べたように、グアテマラに対するものとして依拠できるものであり、その結果、リヒテンシュタインがグアテマラに対してノッテボームに保護を与える権限を有することとなるかを決定することが必要であ

no. (55-21)]

本案において、問題はこの点に集中している。裁判所は、グアテマラがノッテポームに関する状況においては帰化を認める義務を負わないとして、リヒテンシュタインは、ノッテポームに関してグアテマラに対し外交的保護権を行使し得ないと判決した(55-26)。

以上のように、本案判決の中核となった問題は、リヒテンシュタインの請求の受理可能性に関するものであり、両当事国の請求内容に関する判断は下されなかった。本稿の分析対象としては、管轄権段階で終了した事件と同様のものとして考えられる。

⑩ 未成年者の後見事件(オランダ対スウェーデン、一九五八年一月二八日)

本件は、両国の選択条項受諾宣言に基づき、オランダがスウェーデンに対して提起した事件である。スウェーデンは先決的抗弁を提出せずに、本案に関する答弁書を提出しており、管轄権の問題は発生しなかった。

(a) オランダの請求

「マリイ・エリザベス・ボルに関してスウェーデン当局が取り、維持した措置、すなわち、一九五四年五月五日、同年六月二二日、同年一〇月五日、一九五五年六月三日、一九五六年二月二日の命令によって開始され、維持された保護的教育措置が、未成年者の後見を規律する一九〇二年条約によりスウェーデンがオランダに対して負っている義務に一致していないこと。

スウェーデンがこの措置を終わらせる義務を負うこと。(58-58)]

(b) オランダの申述書とスウェーデンの答弁書

オランダ・申立事項は請求書と同じである。

スウェーデン・「オランダ政府の請求が根拠のないものであること。」

(c) 抗弁書および再抗弁書中の申立事項

オランダ・「以下の理由によりマリー・エリザベス・ボルに関する保護的教育が、未成年者の後見を規律する一九〇二年条約によりスウェーデンがオランダに対して負っている義務に一致していないこと。（中略）したがって、スウェーデンは、保護的教育を継続させない義務を負うこと。」

スウェーデン・「いずれにしても、マリー・エリザベス・ボルに関して命じられた保護的教育措置が、未成年者の後見を規律する一九〇二年条約によりスウェーデンがオランダに対して負っている義務に違反していないこと。（58-58-59）」

(d) 口頭弁論最終段階での申立事項

スウェーデン・「未成年者の後見に関する一九〇二年条約の主題をなす抵触法に関する規則は、外国の後見人の権利に対しても、また実際外国の親権者の権利に対しても公序によって要求される制限を課す締約国の権利に影響を及ぼすものではないこと。」

これらの規則が、とくに未成年者の保護の公役務について責任を有する行政当局の権限に影響を及ぼすものでないこと。

したがって、エリサベス・ボルに関して取られた保護教育措置が、いずれにしてもオランダの依拠する一九〇二年条約に違反していないこと。

さらに、裁判拒否の主張がない以上、上記の措置を権限あるスウェーデン当局が命じ、維持することを決定

した理由について判断するのは本裁判所ではないこと。(58-60-61)」

オランダ・「マリー・エリザベス・ボルに関してスウェーデン当局が取り、維持した措置、すなわち、一九五四年五月五日、同年六月二日、同年一〇月五日、一九五五年六月三日、一九五六年二月二日の命令によって開始され、維持された保護的教育措置が、未成年者の後見を規律する一九〇二年条約によりスウェーデンがオランダに対して負っている義務に一致していないこと。(58-61)」

(e)判決 裁判所は、「判決を下すべき紛争は、両当事国の書面および口頭弁論での主張により明瞭に確定された」として、本件を「オランダ人の未成年者であるマリ・エリザベス・ボルに保護的教育措置を適用することによりスウェーデン当局が未成年者の後見に関する一九〇二年条約から生じる義務を尊重しなかったか？」との問題であるとした(58-62)。

裁判所は、スウェーデン法の適用の正確さや、決定の根拠の評価や、その根拠が関わる状況について判断すること、および、保護教育措置の効果や公序についてのいくつかの宣言をなすことは裁判所の任務ではないとした。「裁判所は、判決を基礎づける根拠を選択する自由を有し、その目的にとって十分な考察を加えたと考えられれば、裁判所は、当事者が提出したすべての考察を検討する義務を負わないものである。」と述べた(58-62)。

裁判所は、「一九〇二年条約は、後見の問題に関して締約国それぞれの法の適用範囲を決定するものである。未成年者に関する国内法を適用することを各締約国に要求することにより範囲を決定しているのである。もしも、一九〇二年条約が児童と年少者の保護に関するスウェーデン法のような法の適用範囲を規律することを意図したものであったとすれば、そういった法は外国にいるスウェーデン未成年者にも適用されなければならないこととなってしまう。しかし、誰もそのような法に領域外的性格を付与しようとは考えないであろう。(58-69)」「未成年者の後見に関する一

九〇二年条約は、スウェーデン法によって理解される児童と年少者の保護の問題を含まない。(5871)」

(f) 評価 裁判所は、本件においても申立からその理由となる部分を排除している。当事者が申立事項だとするものの中から真の申立事項を確定することは裁判所の裁量である。但し、スウェーデン側の申立事項の中には、一九〇二年条約が公序に基づき親権者、後見人に制限を課す締約国の権利に影響を及ぼさないことの宣言の要請が含まれているのに対して、単なる宣言をなすことは裁判所の任務ではないとして拒否している。この点は、裁判所の司法機能による固有の制限に由来するものであり、申立の慣行とは関係のないものと考えられる。

⑪ 国境地区の主権に関する事件（ベルギー対オランダ、一九五九年六月二〇日）

本件は、一九五七年三月七日のベルギー・オランダ間の特別協定により裁判所に付託されたものである。

(a) 特別協定第一条の規定

特別協定は四力条からなっているが、第二条が書面手続に関する規定、第三条が裁判所への通告に関する規定、第四条が批准と発効に関する規定であり、ここで問題となるのは第一条のみである。

「測量図において示され、一八三六年から一八四三年までゾンデリーゲンA区の九一番および九二番として知られている地区に対する主権がベルギー王国に属するか、オランダ王国に属するかを決定することを裁判所に要請する。(59-211)」

(b) 申述書と答弁書中の申立事項

ベルギー…「測量図において示され、一八三六年から一八四三年までゾンデリーゲンA区の九一番および九二番として知られている地区に対する主権がベルギー王国に属すること。」

オランダ・「測量図において示され、一八三六年から一八四三年までゾンデリーゲン A 区の九一番および九二番として知られている地区」に対する主権がオランダ王国に属する」と。(59-212)」

(c) 抗弁書および口頭弁論

抗弁書、再抗弁書、および口頭弁論最終段階での両国の申立とも上記(b)の申立事項と同一である。

(d) 判決 裁判所は、「測量図において示され、一八三六年から一八四三年までゾンデリーゲン A 区の九一番および九二番として知られている地区に対する主権はベルギー王国に属する。(59-230)」と決定した。

(e) 評価 当事者の申立事項は、特別協定から一貫したものであり、変更、追加はなかった。裁判所もこれに対して、正面から判決しており、完全に申立に一致した形式となっている。

⑫ インド領通行権事件(ポルトガル対インド、一九五七年一月二六日管轄権判決、一九六〇年四月一二日本案判決)

本件においては、ポルトガルが選択条項受諾宣言を行ったわずか三日後に、本件に関する提訴を行っており、権利の濫用であるとの意見もあるが⁽²¹⁾、裁判所は規程に明文の規定がないことを理由に有効な受諾宣言であると認めている(57-147)⁽²²⁾。いずれにしても、本稿の分析対象として、本件は、両当事国による選択条項受諾の場合に分類される。

選択条項受諾による管轄権成立の場合の請求対象の確定の問題について、裁判所は本件で以下のように述べている。「両当事国の最終的定式は、両国それぞれが裁判所に判決することを求めるものを述べる最終申立のうちに見いだされるものである。ポルトガルが原告であるがゆえに、ポルトガルの申立のうちに、裁判所が判断すべき請求の定式化を求められることとなる。しかも、インドは、本案に関する申立において『請求が基礎づけられないことを宣言

すること』を裁判所に要請するという否定的立場をとることに終始している。(60-27-28)かくして、裁判所は、ポルトガルの申立の分析から開始している。

(a)ポルトガルの請求

①ポルトガルがダマオと飛び領土であるダドラおよびナガールアヴェリ間の、および後者の両者間の通行権の保有者または受益者であること、および、何の制限も受けることなく、且つ、上記領域におけるポルトガル主権の実効的行使により要求される方法と範囲で、軍隊または法と秩序の維持者を含む、人員と貨物を運送する能力がこの権利に含まれることを認め、宣言すること。

②インドが上記の権利の行使を阻害し、阻害し続け、かくしてダドラおよびナガールアヴェリの飛び領土に対するポルトガルの主権に損害を与える違反をなし、上述の法源、および、適用可能な他の法源、特に条約から生じる国際的義務に違反したことを認め、宣言すること。

③ここで述べられた条件において上記の通行権を行使することをポルトガルに認めることにより、この事実状態をインドが即座に終了させるべきであると判決すること。(60-9-10)」

(b)ポルトガルの申述書およびインドの答弁書における請求事項

ポルトガル…「1 以下を判決し宣言すること。①ダーマンとダドラおよびナガールアヴェリ間の連絡を維持するためにポルトガルがインド領を通行する権利を有すること。②この権利には、人員と貨物の運送のほか、当該地域におけるポルトガル主権の完全な行使を確保するために必要な、当局代表者と軍隊の通行が含まれること。」

2 以下を判決し宣言すること。①インド政府がこの権利を尊重するべきであること。②それゆえに、インド

政府が、権利行使を妨げる可能性のあるいかなる行為をも慎むべきであること。③インド政府がその領域内で上記の行為を遂行することが許されないこと。

3 インド政府が上記に挙げた義務に反する行為をしたこと、およびし続けていることを宣言すること。

4 インド政府にこの違法な事実状態を終わらせるよう要請すること。(60-10)」

インド…「ポルトガル政府によって提起された請求を裁判所が決定する管轄権を有しないことを、または選択的に、当該請求が根拠のないものであると宣言すること。(60-21)」

(c) 口頭手続での両国の申立事項

ポルトガル…「(1)ダドラとナガールアヴェリの二つの飛び地間の、およびこれらの飛び地とダーマンの海岸地域との間の通行権がポルトガルによって保有されている権利であり、インドがこれを尊重するべきであること。

(60-12)

(2)ポルトガルの通行権によってインドに課されている義務をインドが履行しなかったこと。(60-14)

(3) ①ポルトガル軍の通行の停止を正当化するために満たさなければならない既述の条件が満たされていないと裁判所が判断するのであれば、ポルトガルの通行権の行使に反する措置をインドが終了させるべきであると宣言すること。②ポルトガル軍の通行の停止を正当化するために満たされるべき既述の条件が満たされていると裁判所が判断するのであれば、上述の通行が一次的に停止されることになるが、状況の進展により停止を正当化する事由が消滅すると同時にこの停止が終了されるべきであると宣言すること。(60-19)」

インド…第五及び第六の先決的抗弁と長文の理由付けの他は、書面段階でのものと同じ。(60-27)

裁判所は、ポルトガルの請求書、申述書および口頭弁論での最終申立と、インドの答弁書と口頭弁論での最終申

立とを長々と（判決集で一八頁に及ぶ）引用した後、ポルトガルの請求事項を整理して、まず「ポルトガルが通行権の保有者もしくは受益者であることの宣言」を求めており、手続中において両国ともこの請求とこの問題に対する解答の重要性を強調していることに注意している。もっとも、通行権の主張は、「ポルトガルがその飛び地に対する主権の行使に必要な範囲でのみ」問題となるものである。この第一の請求にポルトガルは、さらに二つの請求を付加しているが、いずれも第一の請求が認容されることを条件とするものである。すなわち、第二の請求は、「ポルトガルの通行権によりインドに課されている義務をインドが果たさなかったこと」の宣言であり、第三に通行停止措置の排除あるいは正当化事由消滅後の即時の撤廃を求めている。本案に併合された先決的抗弁に関して判断した後、裁判所は、本案に関して判断すべきは以上の三点のみであるとしている(§§§)が、ポルトガルの請求書、申述書、最終申立事項に照らして妥当な判断であると思われる。

(d)判決 裁判所は、ポルトガルの通行権を「私人、文官および一般貨物に関し、ポルトガルが飛び領土に主権を行使するのに必要な範囲で、インドの規制と管理に服する条件で」認めている。他方、「軍隊、武装警察および武器弾薬に関しては、」ポルトガルの通行権を認めなかった。インドによる義務違反はなかったと認定した(§§§)。

(e)評価 裁判所の判決は、私人等と軍隊等を区別する内容のものであるが、ポルトガル請求の実質に対する回答の体を成している。

⑬ スペイン王の仲裁判決に関する事件（ホンジュラス対ニカラグア、一九六〇年一月一八日判決）

本件も両当事国間の付託合意（一九五七年七月二一日、ワシントン協定）によって付託されたものである。但し、両国とも選択条項受諾宣言国であり、ワシントン協定は、裁判所に紛争を付託する際に取られるべき手続について定

めたものである(60-194)。

(a) 特別協定における付託事項

「1 ホンジュラスおよびニカラグアの両政府は、国際司法裁判所規程と規則にしたがって、一九〇六年二月二三日にスペイン国王により下された仲裁判決に関して両国間に存在する紛争を国際司法裁判所に付託することとし、両国政府が主権の行使として、かつ、ここに概略した手続にしたがって、それぞれが適切だと考える紛争事項の側面を提出することを了解する。」¹³⁾

(b) ホンジュラスの請求書中の申立事項

「1 一九〇六年二月二三日にスペイン国王が下した仲裁判決をニカラグア政府が履行しないことは、国際司法裁判所規程第三六条第二項c号の意味における国際的義務の違反であり、一般国際法上の義務の違反であること。」

2 ニカラグア共和国政府が、一九〇六年二月二三日にスペイン国王が下した判決を履行する義務を、またとくに本裁判所が決定することとなるこの目的のための措置にしたがう義務を負うこと。(60-195)」

(c) ホンジュラスの申述書およびニカラグアの答弁書中の申立事項

ホンジュラス…請求書と同じである。(60-196)

ニカラグア…「1 下記の2で述べられる内容を害することなく、ニカラグア政府が、一九〇六年二月二三日付のアルフォンソ十三世の決定の実施を不可能とする曖昧さと矛盾を当初から指摘し、上述のいわゆる仲裁判決の有効性に関するニカラグア政府とホンジュラス政府との間の紛争を仲裁または調停に付する準備があることを表明してきたのであり、上記決定を執行しなかったことで何の義務違反もおかしていないこと。」

2 アルフォンソ十三世によって下された決定が、一八九四年一〇月七日のガマス・ボニラ条約に一致してなされた仲裁判決ではないこと。（理由省略）

3 いわゆる『仲裁』判決がその曖昧さと矛盾のゆえに執行できない事件であること。

4 したがって、ニカラグアとホンジュラスがその境界に関して、一九〇六年二月二三日以前と同じ法的状態にあること。

5 したがって、紛争のすべての側面が本裁判所の判決により解決されなかった場合には、両当事国は、一九五七年七月五日の米州機構理事会の決議中に述べられている合意にしたがい、境界に関する紛争をボグタ条約によって規定された仲裁手続に直ちに付託するために、判決言渡し後三ヶ月以内に追加協定を締結する義務を負うこと。（60-197-198）

(d) 抗弁書および再抗弁書中の申立事項

ホンジュラス・「1 ニカラグアの申立を却下すること。

2 一九〇六年二月二三日にスペイン国王が下した仲裁判決をニカラグア政府が履行しないことは、国際司法裁判所規程第三六条第二項c号の意味における国際的義務の違反であり、一般国際法上の義務の違反であること。および、この不履行は、賠償をなす義務を生み出すこと。

3 ニカラグア共和国政府が、一九〇六年二月二三日にスペイン国王が下した判決を履行する義務を、またとくに本裁判所が決定することとなるこの目的のための措置にしたがう義務を負うこと。（60-196）

ニカラグア・「ホンジュラスの申立を却下すること。ニカラグアが答弁書で裁判所に申し立てた事項についてニカラグア勝訴とすること。（60-198）」

(e) 口頭弁論最終段階での申立事項

ホンジュラス…「1 ニカラグア共和国政府が、一九〇六年二月二三日にスペイン国王が下した仲裁判決を履行する義務を負うこと。

2 さらに、ホンジュラス政府が上記仲裁判決の不履行の結果として被った損害に関する賠償を請求する権利に関して行う留保を記録に留めること。

3 ニカラグアの申立を却下すること。(60-196-197)」

ニカラグア…「1 ホンジュラスの援用する、一九〇六年二月二三日にスペイン国王が下した決定が拘束的な仲裁判決の性格を有しないこと。

2 上記のいわゆる『仲裁』決定がいずれにしても、その不作為、矛盾および曖昧さのゆえに執行できないものであること。

3 したがって、ニカラグアとホンジュラスが、その境界に関して一九〇六年二月二三日以前と同じ法的状態にあること。

4 したがって、紛争のすべての側面が本裁判所の判決により解決されなかった場合には、両当事国は、一九〇七年七月五日の米州機構の決議中に述べられている合意にしたがい、境界に関する紛争をボゴタ条約によって規定された仲裁手続に直ちに付託するために、判決言渡し後三ヶ月以内に追加協定を締結する義務を負うこと。(60-198-199)」

(f) 判決 裁判所は、「一九〇六年二月二三日にスペイン国王が下した判決は、有効で拘束的なものであり、ニカラグアは判決を履行する義務を負う。(60-217)」と判決した。

(g) 評価 裁判所の判決は、ホンジュラスの上記(e) 1の申立事項に答えるものであり、ニカラグアの申立に關しては、(e)の1と2を否定するものとなっている。3と4は、1と2が否定されれば自動的に根拠を失うものであり、判決によりすべての申立事項に答えたと言える。但し、賠償請求権の留保を記録に留める件についてはとくに言及されていない。ホンジュラスの申立事項においては、当初見られたニカラグアによる義務違反の宣言の請求が、最終申立の段階では言及されず、ただ留保を記録に留めることのみを申し立てている。請求の一部撤回と考えるべきであろうか。

また、判決理由において、ニカラグアによる数年間にわたる黙認を判決の根拠とするのであれば、ガメス・ボニラ条約の適用過程に關する詳細な議論は不要のほうである。ニカラグアの主張に対して緻密に反論を加えていることは重要である。

⑭ プレア・ビヘア寺院事件（カンボジア対タイ、一九六一年五月二六日管轄権判決、一九六二年六月一五日本案判決）

本件は、カンボジアの一方的付託により開始され、両当事国の選択条項受諾宣言から管轄権の存在が確認された事件である。タイは先決的抗弁として、①タイの受諾宣言が失効していること、②両国とも国際紛争平和的处理に關する一般議定書の当事国でないこと、③シャム・フランス間の条約は援用し得ないことの三点を挙げている。裁判所は六一年の判決で、タイの選択条項受諾宣言の有効性を肯定して管轄権の存在を認め、その結果②③については判断する必要なしとした。

(a) カンボジアの請求書中の付託事項

「1 タイ王国は、一九五四年以来プレア・ビヘア寺院の廢墟に駐留させている軍隊の部隊を撤退させる義務を

負うこと。

2 プレア・ビヘア寺院に対する領域主権はカンボジア王国に属すること。(61-20)]

(b)カンボジアの申述書およびタイの答弁書中の申立事項

カンボジア…申立事項は、請求書と同一(61-20)。

タイ…「①請求書と申述書中に述べられたカンボジア王国の請求が支持できないものであり、却下されるべきであること。

②プレア・ビヘアがタイ領域内に存在すること。(62-10)]

(c)抗弁書および再抗弁書中の申立事項

カンボジアの抗弁書中の申立事項も請求書の申立から変更されていない。

タイは、口頭弁論中に証人および専門家の証拠調べが終了するまで最終申立の定式化を延期することの許可を求め、カンボジアが裁判所に一任し、裁判所の判断で延期が認められた。

(d)口頭弁論最終段階での両国の申立事項

カンボジア…「1 ダングレク地域の地図(カンボジア申述書付属書 I)が一九〇四年二月一三日の条約によって設置された合同国境委員会により、その名において、作成され刊行されたものであり、当該地図が上記委員会の採択した決定を明らかにしたものであり、事実と両当事国のその後の合意と行動のゆえに、条約の性質を呈するものであること。

2 プレア・ビヘア寺院近隣の係争地域におけるカンボジア・タイ間の境界線がインドシナ・シヤム間の合同国境委員会の地図(カンボジア申述書付属書 I)上に示されているものであること。

3 プレア・ビヘア寺院がカンボジア王国の主権下の領域であること。

4 タイ王国が、一九五四年以来カンボジア領域内、プレア・ビヘア寺院の廃墟に、駐留させている軍隊の部隊を撤退させる義務を有すること。

5 一九五四年以降タイ当局が同寺院から持ち去った、彫像、石碑、遺跡の破片、砂岩による原型および古代の陶器類をタイ政府がカンボジア王国政府に返還するべきであること。(62-11)⁽¹⁾

タイ・タイの申立は六二年三月二〇日に行われたが、同日の口頭弁論においてカンボジア側の申立に変更があったのを受け、口頭弁論終了後、同日中に申立の修正を行っている。まず、口頭弁論中における申立であるが、五月五日のカンボジアの申立の第一項と第四項（上記(d)では第二項と第五項に該当する）が遅い段階で提示され、カンボジアの提訴時点での請求に含まれていないことを理由として、

「1 これらの請求は、本裁判所によって審理されるべきではないこと。

2 たとえ、裁判所が上記第一項を審理することが適切であると判断する場合でも、本案に関して、この請求が十分に基礎づけられておらず、却下されるべきであること。

3 カンボジア申立の第二項と第三項（上記第三項と第四項）が却下されるべきであること。

4 第四項（上記第五項）が裁判所によって審理されるとしても、証拠によって十分に証明されていないこと、したがって、支持できないものであること。(62-11-12)」

口頭弁論後のタイの修正された申立においては、まずタイの二〇日の申立の第一項について問題の地図の作製が合同委員会によってなされたのではなく、フランスの委員会によってなされたこと、プレア・ビヘアについて合同委員会は結論に達しなかったこと、当該地図に条約的性質を付与するようなその後の合意が存在していないこと、および正

確な測定に基づいていないので当該地図上の境界線が両国を拘束するものでないことなどを述べている。これらは理由付けであつて、真の申立を構成するものではない。

第二項に関しては請求書および書面手続中に提示された請求の拡大であり、かつ、表現が曖昧であることから裁判所が審理すべきでないとしている。選択的に第二項について、かつ第三項と第四項に関して、口頭弁論中のタイの申立の第三項と第四項に変更はない。第五項については、請求書および書面手続中の請求の拡大であるとの理由などから審理すべきでないとしている。

(e) 判決 両国の申立が正確にかみ合わず、形式的にも問題を含んでいるためであろうか、裁判所は、「付託された紛争の主題は、プレア・ビヘア寺院地域に対する主権についての見解の相違に限定された(32-14)」ものとする。さらに、問題の地図の作製された経緯、地図上に誤りのあること、地図と境界線に対するその後の両国の対応などを子細に検討し、「五〇年間にわたり、タイは、たとえ安定した国境という利益だけにせよ、一九〇四年条約がタイにもたらした利益を享受し続けてきたのである。フランスもカンボジアも、当該地図のタイによる受諾に依拠してきた。いずれの側も誤りを指摘できなかったのであるから、こういった依拠が地図が正確だとの信念に基づいていたかどうかは重要ではない。境界画定の利益を求め、享受し続けてきた以上、タイは、同意を与えたことを否定できない。(32-32)」かくして裁判所は、「プレア・ビヘア寺院がカンボジア主権下にある地域に位置すると決定し、タイが同寺院またはカンボジア領域内のその隣接地域に駐留させている、軍隊、警察部隊、あるいはその他の警備隊を撤退させる義務があると決定する。(32-36-37)」

さて、問題となるのは、タイが請求書および書面手続中の請求事項からの拡大であると主張した事項、とくに古美術品等の返却であるが、裁判所は、この請求が「カンボジアの本来の請求の拡大を構成するものではない」と考える。

むしろ、第四の申立事項と同様に、主権の主張のうちに黙示されているものであり、かつ、その必然的結果である。
〔62-36〕として、タイの主張を斥けている。

(f) 評価 判決の中心的部分は、両当事国の申立に答えるものである。返還義務の申立が後からの請求の不当な拡大であるかどうか最大の問題となるが、本件においては、一般論としての返還義務の存在を認定したのみであり、カンボジアの主張にも具体的に返還物を特定する要素が含まれていないことも、裁判所によって不当な拡大ではないとされた理由であろう。

⑮ 南西アフリカ事件（エチオピア、リベリア対南アフリカ、一九六六年七月一八日）

本件は、本案判決まで進んだ事件であったが、本案段階で原告適格が問題とされ、エチオピアとリベリアは本件に関して訴訟を提起する法的権利または利益を持たないとされ、本案の実体的審理まで進まなかった事件である。^⑮

3 前半期の慣行のまとめ

(1) 訴訟付託の態様による区別

訴訟が裁判所に付託された態様にしたがって分類するならば、以下の三分区が可能である。①紛争発生後の特別協定締結による付託。紛争発生後に当事国間で特別協定を締結し、紛争を付託する場合にも、(a)特別協定中で請求の主題を明瞭にする場合と、(b)協定中では定式化を行わず、単に裁判所への付託に合意するだけのものがある。(a)には、コルフ海峡事件、マンキエ・エクルオ島事件、国境地区の主権に関する事件が含まれる。(b)には、庇護事件、スペイ

ン王の仲裁判決に関する事件がある。②明文の特別協定を締結せず、両国の合意によって提訴する場合。応訴管轄を含む。このカテゴリーには、アヤ・デ・ラ・トール事件、モロッコにおけるアメリカ国民の権利事件が含まれる。③紛争両当事国が選択条項を受諾している場合、あるいは、紛争前に締結された何らかの条約中に裁判管轄条項がおかれている場合。ここには、漁業事件（選択条項）、アンパティエロス事件（二国間条約と宣言）、インド領通行権事件（選択条項）、未成年者の後見事件（選択条項）、ブレア・ビヘア寺院事件（選択条項）が入る。

以上の分類のうち、コルフ海峡事件は応訴管轄に含まれるとの見方もあるが、事件の分析の際に述べたように、管轄権確定後に両国間で特別協定が締結されていることを重視し、①の(a)に含めた。また、モロッコにおけるアメリカ国民の権利事件は、選択条項受諾国間の事件であるが、アメリカ側の請求主題の明瞭化の要請にフランス側が説明を与えるという形で訴訟が開始されており、選択条項とは無関係に両国間の合意を認められる事例となっているため②に含めた。

①の(a)は特別協定により請求の主題が明らかにされ、裁判所の管轄権はその範囲で付与される。したがって、請求の主題は裁判所にとって拘束的なものとなる。原・被告の区別は形式的なものに留まる。(b)については、裁判所は、両国の申立から請求の主題を明らかにしていく作業を必要とする。裁判所は、自己の確認した請求の主題により管轄権を限定されることになる。この場合には原告と被告が明瞭に区別できる。②についても①の(b)と同様である。但し、応訴管轄の形態をとる場合には、原告の請求書に対する応訴として把握されるため、原告の請求事項に限定されよう。③については、裁判所は原告の請求書により請求の主題を確認し、裁判所の管轄権は裁判所規程第三六条第二項の a 号から d 号に限定される。

最終申立の慣行が *non ultra petita* 原則の派生であるとするならば、①(a)では、手続中に特別協定の請求事項から申

立事項を変更することは、両国の合意を必要とする。両国とも申立事項中に同様の変更をしているのであれば問題はなくなる。(b)では、管轄権の範囲を確定するためにも、両当事国の申立の内容を詳細に吟味する必要がある。この際、両国の申立事項の食い違いが存在する場合にどのようにして管轄権の範囲を確定するか、および、申立の変更がどの範囲まで認められるかが問題である。②についてもほぼ①(b)と同様であるが、応訴管轄の形態においては、裁判所の管轄権は、原告の請求事項による制限を受けることとなる。③においては、裁判所の管轄権は、選択条項のa号からd号による制限のみを受ける。他の条約中の裁判条項の場合には当該条項による制限となる。この場合には、請求内容が変更されても、選択条項または裁判条項の範囲内であれば変更は許されるものとなる。

最終申立の慣行が不意打ち防止の機能を果たすものであると考えるのであれば、上述の分類とは無関係に常に、申立の変更に対しては防衛の準備に必要な時間を与えなければならないとの点のみが重視される。

(2)各区分ごとの評価

①(a)の場合には、裁判所はほぼ請求事項に限定した判決を行っている。問題となるのは、コルフ海峡事件での賠償額査定に関する部分であるが、判決では、明文がなくとも請求中に当然に含まれている付託事項として扱われている。(b)の場合には、裁判所の管轄権を認める合意が存在する一方で、請求事項が定式化されていない状況であるが、庇護事件では、原告の申立と被告の反訴の双方に正面から解答を与えている。スペイン王判決事件でも、原告・被告双方の申立に解答を与えている。(スペイン王事件では賠償請求権の留保の記録要請の件がある。)②については、アヤ・デ・ラ・トーレ事件では、両当事国の申立事項が明瞭な論点に焦点を合わせて議論されており、問題が生じなかった。モロッコにおけるアメリカ国民の権利事件においては、裁判所は、原告の申立と被告の反訴のすべてに解答を与えて

いる。③では、選択条項による 4 件のうち、漁業事件では、イギリスの複雑な申立の中から真の申立の部分を確定し、またノルウエーの申立事項も紛争の主題に相応するものとして認められ、裁判所はすべてに回答を与えている。インド領通行事件でも、裁判所は原告の申立事項を整理し、真の申立に限定している。未成年者事件では、裁判所は、原告・被告両国の主張内容から問題点を限定して、解答を与えている。プレア・ビヘア寺院事件でも、裁判所は、紛争の主題の確定から開始している。古美術品等の返還義務の点が問題となるが、不当な拡大ではないとの認定がなされた。選択条項以外の裁判管轄条項による事件であるアンバティエロス事件では、本案段階での判決は当事者の申立に合致しているが、これは管轄権段階で裁判所によりある程度の請求事項の限定がなされていることに大きく影響されているものである。

以上をまとめると、①(a)の場合には請求に合致、(b)の場合にはすべてに解答を与え、②についても同様、③では裁判所による紛争の主題の定式化に特色が見られる。

①と②は、合意付託であり、③の場合のみが一方的付託である。前者については、すべての申立事項に解答を与えているのに対し、後者では、裁判所による定式化が行われている。管轄権の範囲から申立の制度をとらえるのであれば、一方的付託の場合にこそ、原告の申立事項が重要性を帯びてくるものであるが、実際の判決中では被告の主張にも十分な配慮がなされた上で、紛争の主題が確定されている。この点をさらに詳細に分析してみよう。

(3) 一方的付託における紛争主題の定式化

漁業事件では、イギリスの申立に対して裁判所が行った分析はもっぱら理由の部分と真の申立部分との区別であり、ノルウエーの申立に関しては「請求中に示された紛争の主題に相応する」と認定する。インド領通行事件においては、

被告であるインドの消極的態度もあって、裁判所は、「ポルトガルの申立のうちに裁判所が判断すべき請求の定式化」を求めている。しかし、裁判所は、ポルトガルの申立に対して解答を与えることのみで専念しているのではない。ポルトガルの膨大な申立とインドの反論とを逐一引用し、問題点を整理し、ポルトガルが通行権の保有者もしくは受益者であるかという問題を紛争の主題と考えた上で、ポルトガルの請求事項を三点に限定している。未成年者事件でも、裁判所は、原告の請求内容を整理し、裁判所による紛争の主題の定式化を行う。この際、裁判所は、理由付けの部分とを排除するとともに、条約適用範囲の限定の宣言を求める原告の申立に対して、単なる宣言は裁判所の任務ではないとして解答を与えることを拒否した。例えば通行権事件では、通行権があるという単なる宣言を行っているのであり、裁判所による請求の整理にはやや恣意的側面もあるのではないか。理由付けを排除するという名目での申立の整理にも裁判所の裁量の範囲内で行われる請求の認定がある。プレア・ビヘア寺院事件でも裁判所の行っている整理にはとくに問題がないと思われるが、最終段階で提示された古美術品の返還義務が認められたことから、裁判所は不意打ち防止機能をそれほど厳格に考えていないと考えられる。なお、合意付託であるマンキエ・エクルオ島事件でも、理由付けと真の申立とを区別しているが、それらの最終申立は特別協定中の請求の定式化と同内容のものである。

裁判所は、一方的付託であつても被告国の申立にも十分な吟味を加えている。国内民事訴訟における当事者主義の処分権主義においては、私的自治の原則の尊重から原告の請求内容による制限を認め、また唯一の理由だからの請求棄却があり得るのに対し、国際司法裁判所の態度は、両当事者に正面から向かい合い、簡潔な理由で却下することなく、詳細に議論していくことで、言うなれば当事国を「説得」しようとしているようにさえ思われる。請求書中の申立事項が手続中に変化していくのを認める柔軟性は処分権主義にはないものであり、裁判所の手続進行の最大の目的は、紛争当事者にすべてを吐き出させることにあり、裁判所は可能な限りすべてに解答を与えていくことで、紛

争の本質に解決を与えようとしていると言える。

以上、今日までの国際司法裁判所の歴史の前半期の事件を対象として分析を行ったが、最終的結論を出すためには、後半期の事件の分析が必要であることは言うまでもない。本稿においては、結論を前半期の分析に留め、後半期の事件の検討は、稿を改めて論じたい。

【注】

- (1) G. Fitzmaurice, "The Law and Procedure of the International Court of Justice," *Grotius Pub.*, 1986, vol. 2, p. 524
- (2) Shabtai Rosenne, "Procedure in the International Court," Nijhoff, 1983, p.112
- (3) 過去の顕著な実行に関しては、杉原高嶺著『国際司法裁判制度』有斐閣一九九六年、二二一—二二七頁を参照。
- (4) 各事件の詳細に関しては、高野雄一編著『判例研究国際司法裁判所』東京大学出版会一九六五年を参照。
- (5) *ICJ. Pleadings, Case Concerning the Corfu Channel* vol. 1, p. 9
- (6) 一九五〇年三月二一日のペルーによる反訴の内容は、書面手続における最終段階の申立と同じ内容であり、一九五〇年一〇月三日の反訴の内容は、書面手続の最終段階の申立と同じ内容である。
- (7) シャリーフ（モハメッドの子孫）の帝国との意味であろう。
- (8) *ICJ. Pleadings, Morocco Case* vol. 1, pp. 12-13
- (9) アルヘシラス議定書は、一般的免税の独立した根拠を提供しないとした。
- (10) 書面段階での申立はさらにこの点を明瞭にしている。イギリスは、フランスの申立を却下することと、係争地域に対する主権がイギリスにあることを最終申立としており (*ICJ. Pleadings, The Minquiers and Ecrehos Case* p. 561) 他方、フランスも係争地域への主権がフランスにあることの承認を求めた (*Id.*, p.730)。
- (11) 高野雄一編著『判例研究国際司法裁判所』東京大学出版会一九六五年、二二〇—二二二頁（関野昭二）を参照。

(12) ポルトガルによる受諾宣言が有効なものとしても、インドの権利を侵害するものだとインドの抗弁に対して、裁判所は、「規程の下での平等性、相互性および相互主義の諸権利の侵害に関する一般的な主張を別にすれば、インドは、ポルトガルの請求書提出の態様によっていかなる具体的な権利が影響を受けたかを特定していない。」として、この点に関する先決的抗弁を斥けている。

(13) *ICI. Pleadings, Case concerning the Arbitral Award made by the King of Spain on 23 December 1906(Honduras v. Nicaragua)*, vol. I, p. 27

(14) この申立は六二年五月二〇日のものであり、六二年五月五日の申立と比較すると、1の部分が付加され、2の表現がわずかに変更されている。

(15) 波田野・尾崎編『判決と意見国際司法裁判所』（国際書院一九九六年）二八―三六頁参照。

（うちがさき よしひで・本学法学部専任講師）